

令和 2 年 6 月 2 6 日

○条例

小田原市議会の議決すべき事件に関する条例

小田原市政策監の設置等に関する条例

小田原市議会の議決すべき事件に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 6 号

小田原市議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 2 項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 新たな市立病院の建設に係る基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市政策監の設置等に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 7 号

小田原市政策監の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、政策監の設置、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長に直属して市政運営における重要施策に関する調査、調整等を行わせるため、政策監 1 人を置く。

2 政策監は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 4 号の条例で指定する特別職の職とする。

3 政策監は、常勤とする。

(任期)

第 3 条 政策監の任期は、1 年とする。

2 政策監は、再任されることができる。

(政策監の給与)

第 4 条 政策監に支給する給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第 5 条 政策監の給料の額は、月額 5 0 万 6 , 0 0 0 円とする。

2 給料は、政策監となった日から支給し、退職し、又は失職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで支給する。

3 前項の規定により給料を支給する場合において、任期満了により退職した者が引き続き政策監に再任されたときは、同項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなす。

(地域手当及び通勤手当)

第6条 政策監に対しては、一般職（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職をいう。以下同じ。）の職員の例により、地域手当及び通勤手当を支給する。

（期末手当）

第7条 政策監で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職、死亡等によりその職を離れた者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

（退職手当）

第8条 政策監が退職、死亡等によりその職を離れ、又はその任期が満了した場合には、その者（死亡によりその職を離れた場合には、その遺族）に、一般職の職員の例により、退職手当を支給する。

（給与の支給方法等）

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、給与の支給方法等については、一般職の職員の例による。

（秘密を守る義務）

第10条 政策監は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（服務）

第11条 第2条第3項及び前条に定めるもののほか、政策監の服務については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。